最高人民法院の特許権侵害行為の訴前停止に対する法律の適用についての若干の規定

(2001年6月5日最高人民法院審判員会第一一七九回会議にて採択、2001年6月7日最高人民法院が公告及び公布、2001年7月1日より施行 法釈〔二〇〇一〕二〇号)

特許権者及びその他の利害関係人の合法的な権益を適切に保護するために、『中華人民共和国民法通則』、『中華人民共和国特許法』(以下単に「特許法」という。)、『中華人民共和国商標法』(以下単に「商標法」という。)の関連規定に基づいて、ここに、特許権侵害行為の訴前停止に対する法律の適用に関する若干の問題について、以下の通り規定する。

第一条 特許法第六十一条の規定に基づいて、特許権者又は利害関係人は、人民法院に、 訴えを提起する前に被申立人に特許権侵害行為の停止を命ずる申立をすることができる。

申立をする利害関係人には、特許の実施許諾契約の被許諾者、特許の財産権の合法的な 承継者等が含まれる。特許の実施許諾契約の被許諾者の中で、独占的実施許諾契約の被許 諾者は、単独で人民法院に申立をすることができ、排他的実施許諾契約の被許諾者は、特 許権者が申立をしない場合に、申立をすることができる。

第二条 訴訟前に特許権侵害行為の停止を命ずる申立は、特許権侵害事件の管轄権を有する人民法院にしなければならない。

第三条 特許権者又は利害関係人が人民法院に申立をするときは、書面の申立書を提出しなければならず、申立書には、当事者及びその基本的事項並びに申立の具体的な内容、範囲及び理由等の事項を明記しなければならない。申立の理由は、関連行為、例えば直ちに制止しなければ申立人の合法的な権益が補填し難い損害を受けるおそれがあることの具体的な説明を含む。

第四条 申立人は、申立をする際に、次に掲げる証拠を提出しなければならない。

- (一)特許権者は、特許証書、特許請求の範囲、明細書及び特許の年金の納付証明を含む、 その特許権が確かに有効であることを証明する書類を提出しなければならない。
- (二) 利害関係人は、関連する特許実施許諾契約及びその国務院特許行政部門への届出の 証明資料を提供しなければならず、届出をしていないときは、特許権者の証明又は自らが 権利を享有することを証明するその他の証拠を提出しなければならない。

排他的実施許諾契約の許諾者が単独で申立を提出するときは、特許権者が申立を放棄したことの証明資料を提出しなければならない。

特許の財産権の承継人は既に特許の財産権を承継し、又は現在承継している証拠資料を 提出しなければならない。 (三)被疑侵害製品及び特許技術と被疑侵害製品の技術的特徴との対比資料等を含む、被申立人が特許権侵害行為を現に実施しており、又はまさに実施しようとしていることを証明する証拠を提出する。

第五条 人民法院がする、訴訟前に特許権侵害行為を停止する決定事項は、特許権者又は 利害関係人が申立した範囲に限らなければならない。

第六条 申立人は、申立をする際に担保を提供しなければならず、申立人が担保を提供しないときは、申立を却下する。

当事者が提供した保証、抵当等の形式の担保が合理的であり、有効であるときは、人民法院は許可しなければならない。

人民法院は、担保範囲を決定する際に、関連行為の停止命令に係る製品の販売収入及び 合理的な在庫、保管等の費用、被申立人が関連行為を停止することにより受ける損失及び 職員の給料等の合理的な費用支出又はその他の要因を考慮しなければならない。

第七条 関連行為を停止する旨の決定を執行する過程において、当該措置を採用することにより被申立人が更に大きな損失を受ける可能性があるときは、人民法院は、申立人に相当の担保を追加するよう命ずることができる。申立人が担保を追加しないときは、関連する停止措置を解除する。

第八条 特許権侵害行為を停止する旨の決定において採用する措置は、被申立人が提出する反担保によっては解除しない。

第九条 人民法院は、特許権又は利害関係人がした特許権侵害行為の停止を命ずる申立を 受けた後、審査を経てこの規定の第四条に合致するときは、48時間以内に書面による決 定をしなければならず、被申立人に特許権侵害行為の停止を命ずる決定をしたときは、直 ちに執行を開始しなければならない。

人民法院は、前述の期間内に、関連事実に対して照合を行う必要があるときは、一方又は双方の当事者を召喚して尋問を行い、その後速やかに決定をすることができる。

人民法院は、訴訟前に被申立人に関連行為を停止する旨の決定をするときは、速やかに 被申立人に通知しなければならず、遅くとも5日を超えてはならない。

第十条 当事者は、決定に不服があるときは、決定を受け取った日から10日以内に、一回、再議を申し立てることができる。再議期間中には決定の執行を停止しない。

第十一条 人民法院は、当事者がした再議申立に対して、次の事項について審理を行わな

ければならない。

- (一)被申立人が現在実施しており、又はまさに実施しようとしている行為が特許権侵害 を構成するか否か
- (二) 関連措置を採用しないことで、申立人の合法的な権益が補填し難い損害を受けるお それがあるか否か
- (三) 申立人が提供した担保の状況
- (四)被申立人に関連行為の停止を命ずることで、社会の公共の利益を害するか否か

第十二条 特許権者又は利害関係人が、人民法院で関連行為を停止する措置を採用した後 15日以内に訴えを提起しないときは、人民法院は、決定において採用した措置を解除す る。

第十三条 申立人が訴えを提起しないこと又は申立の誤りによって、被申立人に損失を与えたときは、被申立人は、管轄権を有する人民法院に、申立人が賠償するよう請求することができ、特許権者又は利害関係人が提起した特許権侵害訴訟において損害賠償の請求を提出することもでき、人民法院は合わせて処理することがきる。

第十四条 特許権侵害行為を停止する旨の決定の効力は、原則として終審の法律文書が効力を生じるまで維持しなければならない。人民法院は、情状に応じて、具体的な期間を決定することもでき、期間が満了したときは、当事者の請求に基づいて、関連行為を継続して停止する決定をすることができる。

第十五条 被申立人が関連行為の停止を命ずる人民法院の決定に違反したときは、民事訴訟法第百二条の規定に基づいて処理する。

第十六条 人民法院は、訴訟前に特許権侵害行為を停止する措置を執行する際に、当事者の申立に基づいて、民事訴訟法第七十四条の規定を参照して、同時に証拠保全を行うことができる。

人民法院は、当事者の申立に基づいて、民事訴訟法第九十二条及び第九十三条の規定に 基づいて、財産保全を行うことができる。

第十七条 特許権者又は利害関係人が人民法院に特許権侵害訴訟を提起する際に、同時に、 特許権侵害行為の停止を先に行う請求を提出したときは、人民法院は先に決定を行うこと ができる。

第十八条 訴訟前に特許権侵害行為を停止する事件では、申立人は「人民法院訴訟料金弁

法」及びその他の補充規定に従って料金を納付しなければならない。